

マイナンバーカード又は 住民基本台帳カードを利用する転出届

・この届出を行うことができるのは、転出される方の中にマイナンバーカード・住基カード(有効なもの)の所持者がいる場合です。

・引越する2週間前から郵送により届出ができます。

・届出人の本人確認書類
マイナンバーカード(表面のみ)、住基カード(表面と裏面)、運転免許証(表面と裏面)、パスポート、健康保険証(記号・番号欄を黒塗り等でマスキングしたもの)又は年金手帳(証書など)のコピー(1点以上)を同封してください。

・大田区役所にこの転出届が到着するまでは、新住所の区市町村で転入届出はできません。転出処理終了後、ご連絡をしますので、**平日昼間に連絡が取れる電話番号を記入してください。(転出証明書は発行されません)**

・新住所の区市町村において転入届出をする際には、転出証明書発行のため、マイナンバーカード・住基カードを提出し、暗証番号の入力が必要となります。世帯員全員分のマイナンバーカード・住基カードをお持ちください。

(宛先)大田区長

届出年月日	年 月 日	届出人氏名	(必ず署名をお願いします。)
転出予定年月日	年 月 日	昼間連絡できる 電話 メールアドレス	() @

電話番号は必ずお書きください。

住 所		世帯主(氏名)	
新		新	
旧	大田区	旧	

	転出する人の氏名	生年月日	性別	住基カード・マイナンバーカードの有無	異動者全員が「無」の場合、この転出届は使用できません。
フリガナ					
1		年 月 日	男・女	有・無	
フリガナ					
2		年 月 日	男・女	有・無	
フリガナ					
3		年 月 日	男・女	有・無	
フリガナ					
4		年 月 日	男・女	有・無	
フリガナ					
5		年 月 日	男・女	有・無	
フリガナ					
6		年 月 日	男・女	有・無	

【郵送先】 〒144-8621 大田区蒲田5-13-14 大田区役所 戸籍住民課 郵送担当 宛